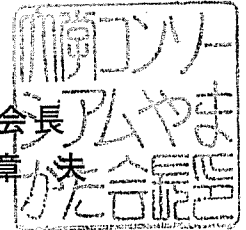


平成20年3月31日

単位互換協定加盟機関の長 殿

大学コンソーシアムやまがた会長
山形大学長 結城章夫



「単位互換実施に関する覚書」の一部改定及び県立産業技術短期大学校
庄内校の単位互換協定へのオブザーバー参加について（通知）

平成18年2月15日付け締結した標記覚書について、この度、下記1のとおり一部改定することとなりましたのでお知らせいたします。この通知書を、協定書および覚書と合わせて保管くださいますようお願いいたします。

また、下記2の県立産業技術短期大学校（庄内校）の単位互換協定へのオブザーバー参加が承認されましたのでお知らせいたします。

記

1 「単位互換実施に関する覚書」の一部改定について

(1) 改定の理由

学生の便宜を向上させるため。

(2) 改定箇所

改定前（平成20年3月まで）	改定後（平成20年4月から）
省略	省略
（履修開始年次）	（履修開始年次）
4 単位互換履修生として履修を開始できる年次は、 <u>前期開講科目にあつては2年次以上、後期開講科目にあつては1年次以上とする。ただし、高等専門学校においては、それぞれ5年次以上、4年次以上とする。</u>	4 単位互換履修生として履修を開始できる年次は、 <u>1年次以上とする。ただし、高等専門学校においては、4年次以上とする。</u>
省略	省略
	附 則
	<u>この覚書は、平成20年4月1日から施行する。</u>

2 県立産業技術短期大学校（庄内校）の単位互換協定へのオブザーバー参加の取扱い

県立産業技術短期大学校は、ゆうキャンパス単位互換協定に参加していないが大学間連携を発展させ、将来の単位互換への参加を目標として、所属学生による単位互換授業の聴講を認める。

聴講希望の学生は、単位互換履修生と同じ手続きによって受講の希望を提出し、授業担当教員の許可を得て、授業を聴講することができる。

聴講の条件等は、単位互換履修生の規定に準ずるほか、受け入れ大学等の指示に従うものとする。

大学コンソーシアムやまがた事務局
(山形大学社会連携ユニット内)

Tel : 023-628-4842 Fax : 023-628-4849

E-mail: unicon@jm.kj.yamagata-u.ac.jp